

新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯(家計急変世帯)に10万円を支給します

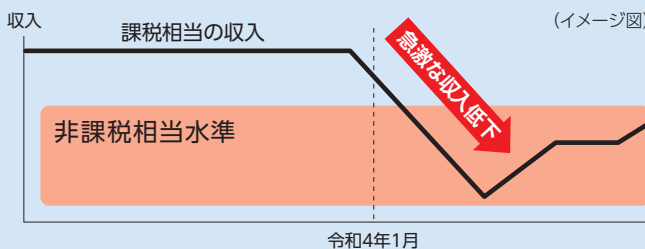
申請期限：令和4年9月30日(金)※消印有効

- 家計急変世帯に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万)は、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当とみなされる世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するには、申請が必要です。

<家計急変の考え方>

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が急変し、世帯全員のそれぞれの年収見込み額が非課税相当に減少した世帯(家計急変世帯)

※家計急変の詳しい判定は、うら面をご参照ください。



給付金の対象世帯

- ◆以下全てにあてはまる世帯は給付金を受給できる可能性があります。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
 - ・令和3年12月10日時点で日本国内に住居登録されていること
 - ・申請時点で千葉市に住居登録があること
 - ・同一世帯の世帯全員が住民税均等割非課税相当限度額以下の収入(所得)となっていること
 - ・世帯全員が課税者の被扶養者ではないこと

申請方法

- ◆申請は、申請時点で住民登録のある市区町村で行っていただきます。
- ◆千葉市に住居登録のある方は、申請書を入手していただき、郵送で申請してください。

【申請書の入手方法】

- ・下記コールセンターにご連絡ください。専用の返信用封筒等と一緒にご自宅に郵送します。
- ・下記に設置している相談窓口でも、申請書等を配布しますのでご利用ください。

※市ホームページからもダウンロードいただけますが、その場合、郵送料はご自身でご負担をお願いします。



【申請書ダウンロード】

【申請書の提出】

- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに専用の返信用封筒によりご提出ください。

【申請時に必要な書類】※個別の事情により、必要書類は異なる場合があります。

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
- ②簡易な収入(所得)見込額の申立書(第3号の2別紙)
- ③申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)
- ④受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
- ⑤「令和4年1月以降の任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)※世帯の中で収入のある方全員分

ご不明点等ございましたら、下記コールセンターまたは相談窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター ☎ 0120-201-745 受付時間 平日8:30~17:30

相談窓口 ※支給対象の確認や申請の受付は行っていません。

- ・中央保健福祉センター(きぼーる)13F
- ・花見川保健福祉センター3F ・稲毛保健福祉センター1F
- ・若葉区役所1F ・緑保健福祉センター2F ・美浜保健福祉センター4F

受付時間 平日8:30~17:30 ※設置は令和4年9月30日(金)まで

- 耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail : kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp
FAX : 043-245-5541

- 詳細は市ホームページにも掲載しております。



【千葉市HP】

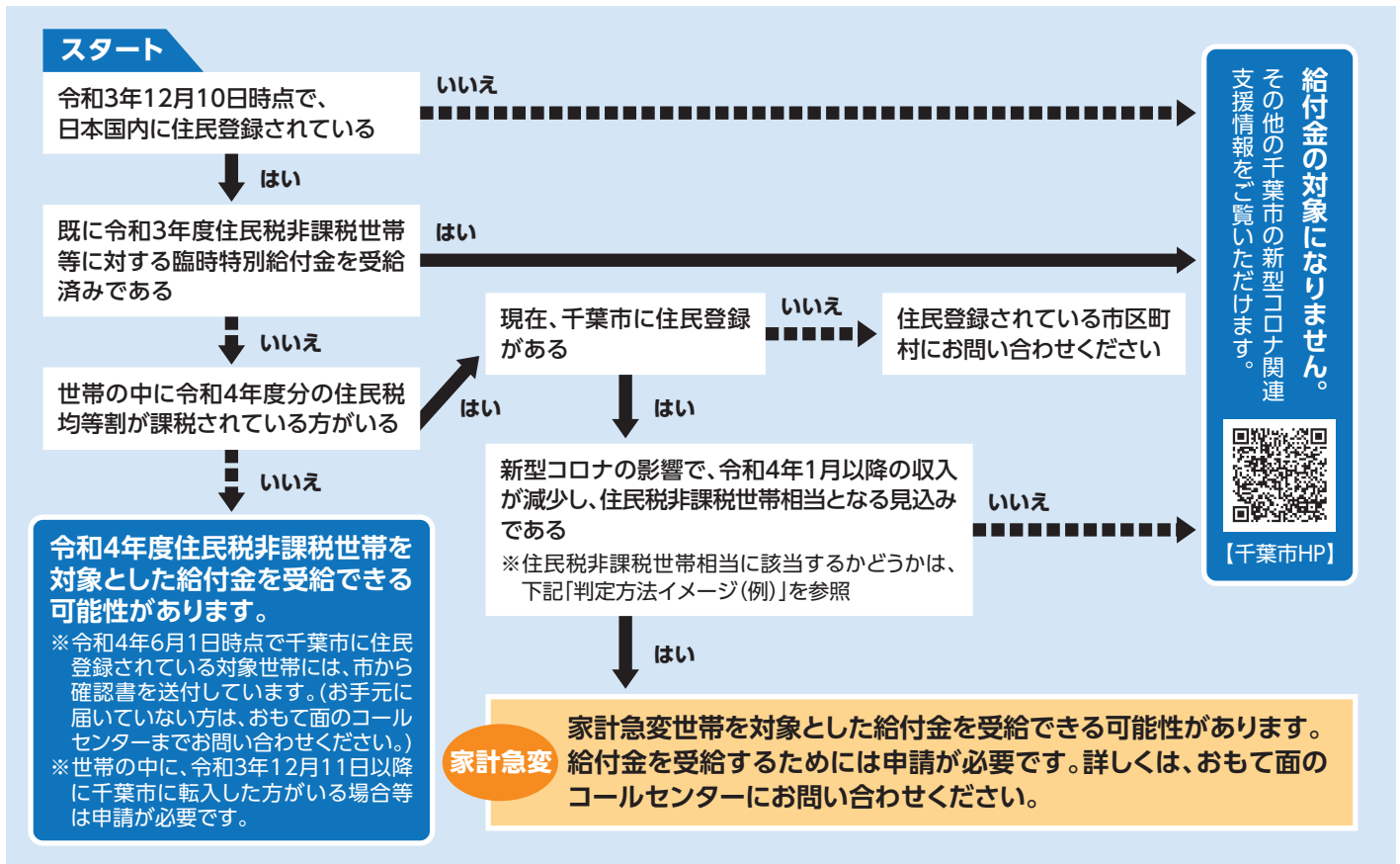


マイナンバーカードの申請はお済みですか？

千葉市ではマイナンバーカードの出張窓口を開設しています。詳しくは、**千葉市 出張窓口**

給付金対象者判定フローチャート

以下は、今回の給付金に該当するかどうか簡易的に判断するためのフローチャートです。



家計急変世帯の判定基準

世帯全員のそれぞれの年収(所得)見込額(令和4年1月以降の任意の1か月の収入を12か月換算した額)が、住民税非課税相当限度額以下であること。(適用される限度額については、下記<早見表>をご参照ください。)

判定方法イメージ(例)

※新型コロナウイルスの影響で収入が減少したことが前提です。
※世帯の中で、収入(住民税均等割が課税)のある方全員について判定します。

(例) 世帯人数が2人(夫婦)の場合

世帯主(夫) ※世帯員(妻)を扶養

令和4年1月以降の任意の1か月の給与収入 10万円
年間収入 10万円×12月=120万円 ≦ **156.0万円**

世帯員(妻)

令和4年1月以降の任意の1か月の給与収入 4万円
年間収入 4万円×12月= 48万円 ≦ **100.0万円**

世帯全員のそれぞれの年間収入見込みが、非課税相当限度額(収入額ベース)以下であるため、**給付金の対象になります。**

※ 給付金の申請手続きについて、おもて面のコールセンターに連絡 ※

早見表

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

- 上表の非課税相当限度額は、世帯構成により異なります。
- 遺族年金や障害年金などの非課税の公的年金収入は含みません。
- 収入で要件を満たさない場合は、所得で判定します。



申請期限を過ぎた場合は、給付金を受け取ることができませんので、ご注意ください。

給付金は1世帯1回限り、重複受給はできません。

既に住民税非課税世帯の給付金を受けた世帯等は対象外です。